

◎ギャンブル等依存症対策基本法案に対する修正案対照表

○ギャンブル等依存症対策基本法案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第三章 基本的施策（第十四条―第二十四条）</p> <p>第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十五条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条及び第二十二條において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）</p> <p>第三章 基本的施策（第十四条―第二十三条）</p> <p>第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p>

一 〔略〕

二 ギャンブル等依存症の背景には社会的な要因もあることを踏まえ、社会的な取組として実施されること。

三 〔略〕

（関係事業者の責務）

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条、第二十四条及び第三十四条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。この場合においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に関する科学的知見を踏まえつつ、予防的な取組方法を活用するものとする。

（調査研究の推進等）

一 〔略〕

〔新設〕

二 〔略〕

（関係事業者の責務）

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十二條 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究（ギャンブル等の実施に際して用いられる映像、音響等がギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に及ぼす影響に関する調査研究を含む。）の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（関係事業者に拠出を求めるための仕組みについての調査研究等）
第二十四條 政府は、ギャンブル等依存症対策に要する費用の一部に充てるため関係事業者に金銭の拠出を求めるための仕組みについて、諸外国における動向を含めて調査研究を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十五條〜第三十二條 [略]

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十三條 本部に、第二十六條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十四條〜第三十七條 [略]

第二十二條 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

〔新設〕

第二十四條〜第三十一條 [略]

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十二條 本部に、第二十五條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三條〜第三十六條 [略]